和光市議会の協議等の場の運営等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、和光市議会会議規則(昭和46年議会規則第1号。以下「規則」という。)第166条第5項の規定により、協議等の場の運営その他必要な事項について 定めるものとする。

(傍聴)

- 第2条 規則第166条第1項に規定する協議等の場は、議長の許可を得た者が傍聴することができる。
- 2 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。
- 3 会議の内容が、内部における審議、検討又は協議に関することであって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合は、議長は傍聴を許可しないことができる。

(記録)

- 第3条 議長は、職員をして会議の概要、出席者の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印しなければならない。
- 2 前項の規定は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押 印については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第123条第3項の規定を準用 する。
- 3 前2項の記録は、議長が保管する。

(記録の公開)

第4条 前条の記録は、原則公開とする。ただし、会議の内容が、内部における審議、検 討又は協議に関することであって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意 思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ 又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合は、議長 は記録を公開しないことができる。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附則

この要綱は、決裁の日から施行する。